

厚生労働省発食安1219第2号
平成23年12月19日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号、第6号及び第13号並びに同条第3項の規定に基づき、下記事項に関する同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求める。

記

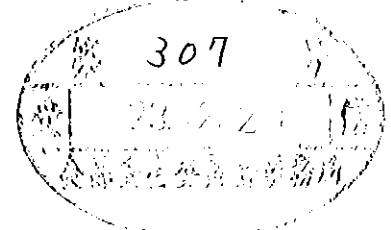
牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。具体的に意見を求める内容は別紙の2のとおり。

(1) 国内措置

- ア と畜場におけるBSE検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第1項の規定に基づく検査の対象となる牛の月齢の改正。
- イ 特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第6条、第9条の規定に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部位の範囲の改正。
- ウ 牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条及び第18条に基づく規格基準の改正。

(2) 国境措置

- ① 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の改正。
- ② フランス及びオランダから輸入される牛肉及び牛の内臓について、輸入条件の設定。



(別紙)

1 諒問の背景及び趣旨

- (1) BSE対策を開始して10年が経過することから、過去10年間の対策の取組、国際的な状況等を踏まえ、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要となっている。
- (2) 前回の食品安全委員会の食品健康影響評価から国内措置については6年が経過し、これまでのBSE検査の結果、平成13年に導入された飼料規制の効果、若齢のBSE検査陽性牛のマウスによる試験の結果、国内外の感染実験の結果等の新たな知見を踏まえ、これまでの国内のBSE対策の効果の評価、現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要である。
- (3) 国境措置についても、米国産及びカナダ産の牛肉等については前回の食品安全委員会のリスク評価から6年が経過したほか、他のBSE発生国産の牛肉等については、平成13年以降暫定的に輸入禁止措置を講じており、これらの再評価が必要となっている。各国の飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた現在のリスクに応じた対策の見直しの検討が必要である。
- (4) 再評価に当たっては、飼料規制やサーベイランス、SRM（特定危険部位）の除去に加え、と畜場でのBSEスクリーニング検査など我が国と同様のBSE対策を実施している欧州連合が近年、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っており、こうしたリスク評価の結果や管理措置の見直しの内容も考慮する必要がある。
- (5) また、OIE基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

2 具体的な諮問内容

(1) 国内措置

ア 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

イ SRMの範囲

頭部（扁桃除く。）、せき鼈及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

(2) 国境措置（米国、カナダ、フランス及びオランダ）

ア 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場

合のリスクを比較。

イ S RMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき隨及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(3) 上記(1)及び(2)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記(1)ア及び(2)ア）を引き上げた場合のリスクを評価。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。